

## 平成28年度行政評価委員会政策評価部会分科会 審議結果報告書

担当分科会		審議対象	審議報告書 掲載ページ
<b>第1分科会</b> ◎内海 康雄委員 稲葉 雅子委員 高力美由紀委員	宮城の将来ビジョンの体系	政策1(構成施策:1~3)	P. 1~4
		政策2(構成施策:4・5)	P. 5~7
		政策3(構成施策:6・7)	P. 8~10
		政策4(構成施策:8・9)	P. 11~13
		政策5(構成施策:10~12)	P. 14~17
	宮城県震災復興計画の体系	政策3(構成施策:1~3)	P. 18~21
		政策4(構成施策:1~4)	P. 22~26
<b>第2分科会</b> ◎本岡 愛実委員 佐々木恵子委員 竇澤 篤委員  福本 潤也委員 (宮城の将来ビジョンの体系の政策9)	宮城の将来ビジョンの体系	政策6(構成施策:13・14)	P. 27~29
		政策7(構成施策:15~17)	P. 30~33
		政策8(構成施策:18~23)	P. 34~40
		政策9(構成施策:24)	P. 41~42
		政策10(構成施策:25・26)	P. 43~45
	宮城県震災復興計画の体系	政策2(構成施策:1~3)	P. 46~49
		政策6(構成施策:1~3)	P. 50~53
<b>第3分科会</b> ◎井上 千弘委員 鈴木 孝男委員 福本 潤也委員	宮城の将来ビジョンの体系	政策11(構成施策:27・28)	P. 54~56
		政策12(構成施策:29)	P. 57~58
		政策13(構成施策:30)	P. 59~60
		政策14(構成施策:31~33)	P. 61~64
	宮城県震災復興計画の体系	政策1(構成施策:1・3)	P. 65~67
		政策5(構成施策:1~4)	P. 68~72
		政策7(構成施策:1~4)	P. 73~77

※◎は分科会長



# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

### □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

各施策に関連して配置されている様々な機関のコーディネーター等が行った支援について、その成果の集約及びデータ・ノウハウの蓄積、並びに施策間のより一層の連携について対応方針に示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標「製造品出荷額等(食料品製造業を除く)」については、施策の目的との整合が図られていないことから、施策の目的に沿った実績値を示した上で、注力すべき取組について分析を行う必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況、ii 県民意識調査結果、iii 社会経済情勢等、iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

企業立地件数増加のための強化策について、対象となる取組や内容をより具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

様々な機関のコーディネーター等の情報の集約や関係者間の連携の強化について、対象となる取組や内容をより具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

注力すべき沿岸地域と水産加工業への支援に係る県の取組について、課題と対応方針を具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策2 観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化(県の評価原案: やや遅れている)

施策4 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興(県の評価原案: やや遅れている)

施策5 地域が潤う, 訪れてよしの観光王国みやぎの実現(県の評価原案: やや遅れている)

第1分科会

### □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり, 政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について, 「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき, 判定をお願いします。また, そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に, 意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が  な い  あ る 】

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について, 課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか, 対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき, 原案に対して意見がある場合には, 意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策2 観光資源、知的資産を活用した商業・サービス産業の強化(県の評価原案:やや遅れている)

施策4 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興(県の評価原案:やや遅れている)

施策5 地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標2及び3について、その実績値のみでは施策の成果を十分に把握することはできないので、目標指標を補完するようなデータや事業の具体的な成果を用いて、施策の方向に掲げる起業や地域商業の活性化に向けて取り組んだ成果を分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が  な い  あ る 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。



# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策2 観光資源、知的資産を活用した商業・サービス産業の強化(県の評価原案:やや遅れている)

施策4 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興(県の評価原案:やや遅れている)

施策5 地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標の実績値のみでは施策の成果を十分に把握することができないので、目標指標を補完するようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の方向に沿って施策の成果をより分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が ない ある】

外国人観光客の誘致に係る課題への対応方針として、各種プロモーションについての中長期的な戦略を示した上で対象となる取組をより具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策3 地域経済を支える農林水産業の競争力強化(県の評価原案:概ね順調)

施策6 競争力ある農林水産業への転換(県の評価原案:概ね順調)

施策7 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

### □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が ・ ない ・ ある】

政策を構成する施策毎のみの記載となっており、政策全体としての課題と個々の施策特有の課題を分析した上で、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策3 地域経済を支える農林水産業の競争力強化(県の評価原案:概ね順調)

施策6 競争力ある農林水産業への転換(県の評価原案:概ね順調)

施策7 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

### 口県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策の成果の把握には、目標指標の達成状況に加え、施策の方向に沿った各種事業の実施状況やその効果を把握し、多面的に分析する視点が重要である。目標指標を補完するようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### 口県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が ・ ない ・ ある】

施策の目的の実現に向けて、「消費者ニーズに対応するマーケットイン型の農林水産業への転換支援」や「アグリビジネス経営体の育成」についても、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策3 地域経済を支える農林水産業の競争力強化(県の評価原案:概ね順調)

施策6 競争力ある農林水産業への転換(県の評価原案:概ね順調)

施策7 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

### 〇県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標3の実績値では、施策の成果を十分に把握することはできないので、目標指標の達成度について、より実態に即した分析を行い、施策の成果をより分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### 〇県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が ・ ない ・ ある】

地産地消や食育を通じた需要の創出について、対象となる取組や内容をより具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

(平成28年6月3日(金)開催)

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策4 アジアに開かれた広域経済圏の形成(県の評価原案: やや遅れている)

施策8 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進(県の評価原案: やや遅れている)

施策9 自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成(県の評価原案: やや遅れている)

第1分科会

### □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

近年の国内外の現状分析を行い、課題と対応方針に具体的に示す必要がある。また、政策を構成する施策間に共通する課題についても共有し、横断的に対応することが必要であると考えます。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策4 アジアに開かれた広域経済圏の形成(県の評価原案: やや遅れている)

施策8 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進(県の評価原案: やや遅れている)

施策9 自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成(県の評価原案: やや遅れている)

第1分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標2及び3について、その実績値のみでは施策の成果を十分に把握することができないので、目標指標を補完するようなデータや、目標達成のプロセスとして取り組んだ事業の成果等を用いて、施策の成果をより分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況、ii 県民意識調査結果、iii 社会経済情勢等、iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が  な い  あ る  】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策4 アジアに開かれた広域経済圏の形成(県の評価原案: やや遅れている)

施策8 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進(県の評価原案: やや遅れている)

施策9 自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成(県の評価原案: やや遅れている)

第1分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標の状況や事業の成果等について具体的に記載し、「やや遅れている」と評価した理由をより分かりやすく示す必要があると考える。設定されている目標指標だけでは施策の成果を十分に把握することはできないので、目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて、施策の方向に沿って進捗状況の的確な把握を行い、施策の成果を分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

広域経済圏の形成及び人口流失の防止については、長期的な視点から課題が示されているため、現状分析に基づき短期的な視点についても課題を示す必要があると考える。また、交流人口の拡大については、外国人観光客の回復に留まらず、施策の方向を見据えたより広い視点からの課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。



# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備(県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保(県の評価原案:概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

### □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

政策を構成する施策毎のみの記載となっており、政策全体としての課題と個々の施策特有の課題を分析した上で、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。



# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備(県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保(県の評価原案:概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

事業の廃止に当たっては、継続の有効性について分析を行い、その結果、有効性が認められ継続する場合は、課題と対応方針を具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備(県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保(県の評価原案:概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標の実績値のみでは施策の成果を十分に把握することができないので、目標指標を補完するようなデータや事業の成果を用いて、商工業者の経営力強化について取り組んだ成果をより分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が <input checked="" type="checkbox"/> な い <input type="checkbox"/> あ る <input type="checkbox"/> 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

## 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備(県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保(県の評価原案:概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標の実績値のみでは施策の成果を十分に把握することができないので、目標指標を補完するようなデータや事業の成果を用いて取り組んだ成果をより分かりやすく示す必要があると考える。

特に、目標指標4については、より実態に即したデータの分析を行い、成果をより分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

施策の目的の実現に向けて、石巻港区の産業拠点としての役割や仙台空港の国内線の利用拡大に向けた課題と対応方針も示す必要があると考える。

また、ハード事業の取組だけでなく、ソフト事業の取組についても課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策3 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (県の評価原案:概ね順調)

- 施策1 ものづくり産業の復興(県の評価原案:概ね順調)
- 施策2 商業・観光の再生(県の評価原案:やや遅れている)
- 施策3 雇用の維持・確保(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

### □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

政策の評価については、その目指すべき方向に対する政策全体の現状を踏まえた上で評価を行うとともに、政策を構成する施策の評価に加え、施策間を横断する取組の状況についても評価の理由を示す必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

政策全体に共通する課題と個々の施策に特有の課題を分析した上で、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策3 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (県の評価原案:概ね順調)

施策1 ものづくり産業の復興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 商業・観光の再生(県の評価原案:やや遅れている)

施策3 雇用の維持・確保(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

施策の方向に沿って現状分析を行い、課題と対応方針をより具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策3 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (県の評価原案:概ね順調)

施策1 ものづくり産業の復興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 商業・観光の再生(県の評価原案:やや遅れている)

施策3 雇用の維持・確保(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標の状況や地域別の事業の成果等について具体的に記載し、「やや遅れている」と評価した理由をより分かりやすく示す必要があると考える。設定されている目標指標の実績値のみでは施策の成果を十分に把握することはできないので、目標指標を補完するようなデータや取組を用いて、沿岸部と内陸部の置かれている状況を踏まえ、施策の方向に沿って成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

施策の方向に沿って現状分析を行い、課題と対応方針について、沿岸部と内陸部の置かれている状況を踏まえ、より具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策3 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (県の評価原案:概ね順調)

施策1 ものづくり産業の復興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 商業・観光の再生(県の評価原案:やや遅れている)

施策3 雇用の維持・確保(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標の実績値のみでは、施策の成果を十分に把握することができないので、目標指標を補完するようなデータや取組を用いて、施策の方向に沿って成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

施策の方向に沿って現状分析を行い、課題と対応方針をより具体的に示す必要があると考える。特に、雇用のミスマッチや新規学卒者の就職状況については、具体的に記述する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。



# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策4 農林水産業の早期復興(県の評価原案:概ね順調)

施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 活力ある林業の再生(県の評価原案:概ね順調)

施策3 新たな水産業の創造(県の評価原案:概ね順調)

施策4 一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

### □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

各施策に付した意見を踏まえ、政策の評価の理由を示す必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

競争力のある先進的な経営体の育成に向けて取り組んだ各施策のプロセスについても分析を行い、施策横断的な視点から、政策全体の課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。



# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策4 農林水産業の早期復興(県の評価原案:概ね順調)

施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 活力ある林業の再生(県の評価原案:概ね順調)

施策3 新たな水産業の創造(県の評価原案:概ね順調)

施策4 一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

施策の方向に沿って現状分析を行い、課題と対応方針をより具体的に示す必要があると考える。  
特に、ほ場の大区画化、担い手の育成、農地の集積等については、目標達成のプロセスとして取り組んだ事業の成果等を用いて地域別の分析を加える必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策4 農林水産業の早期復興(県の評価原案:概ね順調)

施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 活力ある林業の再生(県の評価原案:概ね順調)

施策3 新たな水産業の創造(県の評価原案:概ね順調)

施策4 一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

施策の方向に沿って現状分析を行い、課題と対応方針をより具体的に示す必要があると考える。  
特に、海岸防災林復旧における植栽については、気象条件など取組に及ぼす影響等も踏まえ、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策4 農林水産業の早期復興(県の評価原案:概ね順調)

施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 活力ある林業の再生(県の評価原案:概ね順調)

施策3 新たな水産業の創造(県の評価原案:概ね順調)

施策4 一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標達成のプロセスとして取り組んだ事業の成果等について、施策の方向に沿って具体的に記載し、「概ね順調」と評価した理由をより分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

施策の方向に沿って現状分析を行い、課題と対応方針をより具体的に示す必要があると考える。  
特に、水産加工業の人材不足解消については、地域別の現状も踏まえ、具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策4 農林水産業の早期復興(県の評価原案:概ね順調)

施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 活力ある林業の再生(県の評価原案:概ね順調)

施策3 新たな水産業の創造(県の評価原案:概ね順調)

施策4 一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標の状況や事業の成果等について具体的に記載し、「やや遅れている」と評価した理由をより分かりやすく示す必要があると考える。設定されている目標指標の実績値のみでは施策の成果を十分に把握することはできないので、目標指標を補完するようなデータや取組を用いて、沿岸部と内陸部の置かれている状況や業種別の現状分析を行い、施策の方向に沿って成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

施策の方向に沿って現状分析を行い、課題と対応方針をより具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策6 子どもを生み育てやすい環境づくり(県の評価原案: やや遅れている)

施策13 次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり(県の評価原案: やや遅れている)

施策14 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成(県の評価原案: やや遅れている)

第2分科会

## □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない  ある 】

各施策に付した意見を踏まえ、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策6 子どもを生み育てやすい環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策13 次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策14 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

## □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

保育所の増設による定員数の拡大など具体的な取組の成果を示すとともに、それでもなお待機児童が減少しない現状について、実績値等を用いて具体的に示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

事業の実施等を通じて把握した課題を分析した上で、その対応方針を具体的に示す必要があると考える。

また、少子化の現状の改善に向けての分析が十分に進んでいないことを課題として捉え、その対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策6 子どもを生み育てやすい環境づくり(県の評価原案: やや遅れている)

施策13 次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり(県の評価原案: やや遅れている)

施策14 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成(県の評価原案: やや遅れている)

第2分科会

## □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が  ない  ある】

課題の根拠となっている取組の実績値を分析し、より具体的・短期的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。



# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり(県の評価原案: やや遅れている)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現(県の評価原案: やや遅れている)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成(県の評価原案: やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり(県の評価原案: 概ね順調)

第2分科会

### □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない  ある 】

各施策に付した意見を踏まえ、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。



# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり(県の評価原案: やや遅れている)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現(県の評価原案: やや遅れている)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成(県の評価原案: やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり(県の評価原案: 概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

<b>【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】</b>
<p>スマートフォンの過度な使用がもたらす問題及び危険性並びにICTを活用した授業スタイル「MIYAGI Style」の普及・定着に向けた取組について、より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。</p> <p>また、「授業が分かる」と答える児童生徒の割合を増やす取組や学力向上策について、専門的な検討を踏まえ、計画の実施について県民に分かりやすく示す必要があると考える。</p>

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり(県の評価原案: やや遅れている)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現(県の評価原案: やや遅れている)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成(県の評価原案: やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり(県の評価原案: 概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策の成果の把握には、目標指標の達成状況に加え、施策の方向に沿った各種事業の実施状況や効果をプロセスごとに分析・評価する視点が重要である。また、目標指標を補完するようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す必要があると考える。

## □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

不登校の問題解決に向けた「県民を巻き込んだ運動」が、保護者以外の一般県民も対象であることが分かるよう、より具体的に記述する必要があると考える。

また、特にいじめや不登校の対策と児童生徒の体力・運動能力の向上対策については、沿岸部だけでなく全県的な課題として捉え、その解決に向けた対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり(県の評価原案: やや遅れている)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現(県の評価原案: やや遅れている)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成(県の評価原案: やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり(県の評価原案: 概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が  な い  ある】

外部評価が学校改善に確実に繋がるよう、PDCAマネジメントサイクルの観点から捉え、地域との連携や協働等の新たな取組もそのサイクルに入れ込むことについて言及する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

**政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)**

- 施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)
- 施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)
- 施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)
- 施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)
- 施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:やや遅れている)
- 施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

## □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

各施策に付した意見を踏まえ、政策の評価の理由を示す必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

**【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】**

各施策に付した意見を踏まえ、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)

施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:やや遅れている)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標のうち2つについて実績値が把握されていないので、目標指標を補完するようなデータや調査の結果等を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

雇用のミスマッチや早期離職率の増加等について、課題の根拠となっている実績値を分析し、より具体的・短期的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)

施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:やや遅れている)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

医療系人材の充足状況について、地域ごとの現状分析を行った上で、医師の偏在の是正を図るために行った取組の成果を具体的に記載する必要があると考える。

また、ICTの利活用による地域医療連携システムの構築について、その取組の成果についてもより分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

「第二期地域医療再生計画」及び「地域医療復興計画」のハード面・ソフト面における進捗状況を踏まえつつ、施策目的である地域医療の充実を図るために、より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

また、ICTを活用した医療連携システムの構築についても、地域医療の充実に有効であることから、ネットワークシステムへの加入拡大について、課題と対応方針をより具体的に示す必要があると考える。

なお、より具体的に課題と対応方針を示すためには、課題の根拠となっている取組の実績値を分析し、短期的な指標を加えることが有効であると考えます。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。



# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)

施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:やや遅れている)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策の目的は、生涯を豊かに暮らすための健康づくりであるが、設定されている目標指標はライフステージに対応したものとなっていないので、目標指標を補完するようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す必要があると考える。

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の評価について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

3歳児のおし歯のない人の割合について市町村格差が生じる原因を分析し、課題と対応方針をより具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)

施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:やや遅れている)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標5については、実績値が把握されていないため、目標指標を補完するようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

先進的な事例や現状を分析した上で、認知症サポーターを最大限に利活用するための課題と対応方針を示す必要があると考える。

また、認知症カフェについて、介護家族への支援に限らない幅広い視点での記述が必要であると考える。

なお、課題全般について、記載内容が一般的・長期的過ぎるので、より具体的・短期的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。



# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)

施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:やや遅れている)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標の状況や事業の成果等について具体的に記載し、「やや遅れている」と評価した理由をより分かりやすく示す必要があると考える。設定されている目標指標の実績値のみでは施策の成果を十分に把握することはできないので、グループホームの整備数など目標指標を補完するようなデータや取組を用いて、施策の成果を分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

課題の根拠となっている取組の実績値を分析し、より具体的・短期的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)

施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:やや遅れている)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策の方向にある「生涯スポーツ社会の実現に向けた環境づくり」のための主要事業の実施状況や目標指標を補完するようなデータや取組を用いて、施策の成果をより具体的に示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

目標指標と施策の方向との関連を明確にし、目標指標を達成するための課題と対応方針について具体的に示す必要があると考える。

また、課題の根拠となっている取組の実績値を分析し、より具体的・短期的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策9 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策24 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

施策に付した意見を踏まえ、政策の評価の理由を示す必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

施策に付した意見を踏まえ、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策9 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策24 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

目標指標「1人当たり年間公共交通機関利用回数」については、社会経済情勢に記載されている内容と達成度との整合性に問題がある。

また、事業の成果等についての記載が不十分であるため、施策の成果を評価することができない。施策の目的や方向、事業の成果を関連させて、施策の現状に即した分析を行う必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

<p>【県が示す原案に対して意見が <input type="radio"/> な い <input checked="" type="radio"/> あ る 】</p> <p>事業の実施等を通じて把握した課題を明確にした上で、庁内各部局や市町村などの関係機関と連携した取組について整理し、対応方針として示す必要があると考える。</p>
---

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策25 安全で安心なまちづくり(県の評価原案:順調)

施策26 外国人も活躍できる地域づくり(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が <span style="background-color: #cccccc;">ない</span> ・ <span style="background-color: #cccccc;">ある</span> 】
-

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策25 安全で安心なまちづくり(県の評価原案:順調)

施策26 外国人も活躍できる地域づくり(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

県民の生活を取り巻く犯罪の実状について、実績値や件数を用いてより具体的に社会経済情勢に示す必要があると考える。また、独自に実施した調査の結果も、目標指標を補完するデータとして有効であるため、施策の成果の把握に活用し、評価の理由として分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が な い あ る】

ネットワーク連絡協議会の取組内容等について、設置数などを用いてより具体的に対応方針に示す必要があると考える。また、独自に実施した調査の結果も、目標指標を補完するデータとして有効であることから、調査結果から把握した課題とその対応方針についても示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策25 安全で安心なまちづくり(県の評価原案:順調)

施策26 外国人も活躍できる地域づくり(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

外国人県民からの意見聴取の結果と、それを踏まえて取り組んだ具体的な事業の成果などについても評価の理由に記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

外国人県民からの意見聴取結果の分析によって把握した課題とその対応方針について、より具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。



# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策2	保健・医療・福祉提供体制の回復(県の評価原案:概ね順調)
施策1	安心できる地域医療の確保(県の評価原案:概ね順調)
施策2	未来を担う子どもたちへの支援(県の評価原案:概ね順調)
施策3	だれもが住みよい地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

**【判定理由】**

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標は、ハード面の取組については一定の進捗・成果を把握できるが、ソフト面の取組の成果を十分に把握することはできないので、ソフト面について、目標指標を補完するようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、政策の成果をより分かりやすく示す必要があると考える。また、復興の進捗状況を踏まえた目標指標の追加も検討する必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

**【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】**

政策全体として、事業が復興の進捗によりハード面からソフト面へと移行している中で把握した課題と対応方針を具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。



# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策2 保健・医療・福祉提供体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安心できる地域医療の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 未来を担う子どもたちへの支援(県の評価原案:概ね順調)

施策3 だれもが住みよい地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標の実績値のみでは、施策の成果を十分に把握することができないので、目標指標を補完するようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す必要があると考える。

特に、ICT(情報通信技術)を活用した医療連携の構築については、保健・医療・福祉の連携強化のために重要であることから、その成果について、より具体的に示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

ICT(情報通信技術)を活用した医療連携の構築について、地域ごとの医療資源の現状を踏まえ、医療福祉情報ネットワークの利用施設数や利用者数の拡大のための広報の強化に加え、効果的な運営方法の確立に向けた、より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策2 保健・医療・福祉提供体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安心できる地域医療の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 未来を担う子どもたちへの支援(県の評価原案:概ね順調)

施策3 だれもが住みよい地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標の実績値のみでは、施策の成果を十分に把握することができないので、施策の方向に沿って、これまで取り組んできた主な事業の進捗状況や成果を示すなど、施策の成果を分かりやすく示す必要があると考える。

特に、増加傾向にある児童虐待については、震災の影響や相談件数の推移等を分析した上で、その取組の成果を具体的に示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

施策の方向に沿って現状分析を行い、より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。  
特に、近年問題となっている子どもの貧困や増加傾向にある児童虐待については、震災の影響、沿岸部と内陸部の置かれている実情、これまでの取組の成果等を分析した上で、具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策2 保健・医療・福祉提供体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安心できる地域医療の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 未来を担う子どもたちへの支援(県の評価原案:概ね順調)

施策3 だれもが住みよい地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標は特定の施設のみを対象としており、「だれもが住みよい地域社会の構築」という施策の成果を十分に把握することはできないので、目標指標を補完するような客観的な指標や各取組の具体的な成果を分析して、施策の成果をより分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

施策の方向に沿って現状分析を行い、より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。  
特に、地域包括ケアシステムの構築については、各地域の実情やニーズを分析した上で、具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策6	安心して学べる教育環境の確保(県の評価原案:概ね順調)
施策1	安全・安心な学校教育の確保(県の評価原案:概ね順調)
施策2	家庭・地域の教育力の再構築(県の評価原案:概ね順調)
施策3	生涯学習・文化・スポーツ活動の充実(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標の達成状況に加え、各施策・事業の実施状況や効果をプロセスごとに分析して、政策の成果を分かりやすく示す必要があると考える。また、政策を構成する施策の評価に加え、政策全体の現状を分析した上で評価の理由を示す必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が <input checked="" type="checkbox"/> な <input checked="" type="checkbox"/> い <input type="checkbox"/> あ <input type="checkbox"/> る】
-

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策6 安心して学べる教育環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安全・安心な学校教育の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 家庭・地域の教育力の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策3 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標の実績値のみでは、施策の評価を十分に把握することができないので、学校評価やスクールカウンセラーのニーズ、教育相談についてもその実績値の分析を行い、施策の評価として分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

<p>【県が示す原案に対して意見が <u>ない</u> ・ <u>ある</u>】</p> <p>沿岸被災地において、長時間のバス通学をしている児童生徒の学習への影響や心のケア等の対応についても、課題と対応方針を示す必要があると考える。</p>
---

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策6 安心して学べる教育環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安全・安心な学校教育の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 家庭・地域の教育力の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策3 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

<p>【県が示す原案に対して意見が <u>ない</u> ・ <u>ある</u>】</p> <hr/>
--

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策6 安心して学べる教育環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安全・安心な学校教育の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 家庭・地域の教育力の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策3 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

未だに校庭等に仮設住宅のある沿岸被災地における児童生徒の遊び場や運動場の確保、スクールバスの登下校の長時間化等についても、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。



# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策11 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立(県の評価原案:概ね順調)

施策27 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献(県の評価原案:概ね順調)

施策28 廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進(県の評価原案:やや遅れている)

第3分科会

## □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

各施策に付した意見を踏まえ、政策の評価の理由を示す必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない  ある 】

各施策に付した意見を踏まえ、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策11 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立(県の評価原案:概ね順調)

施策27 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献(県の評価原案:概ね順調)

施策28 廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進(県の評価原案:やや遅れている)

第3分科会

## □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策の方向に沿って、森林育成事業など主な事業の実績、成果等をより具体的に記載する必要があると考える。

実績値の入手が困難となった目標指標4については、それに代わる指標や補完するようなデータ等を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す必要がある。

目標指標1及び2についても、その実績値のみでは施策の成果を十分に把握することができないので、エネルギー別の導入量など目標指標を補完するようなデータ等を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す必要がある。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

施策の方向に沿って現状分析を行い、より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。特に、森林整備や木材の利用拡大などこれまで取り組んできた中で把握した課題を分析した上で、より具体的な対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策11 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立(県の評価原案:概ね順調)

施策27 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献(県の評価原案:概ね順調)

施策28 廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進(県の評価原案:やや遅れている)

第3分科会

## □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標の実績値のみでは施策の成果を十分に把握することができないので、目標指標を補完するようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の方向に沿って施策の成果をより分かりやすく示す必要があると考える。

東日本大震災の影響により一般廃棄物排出量が高止まりになっている現状等について、策定した「循環型社会形成推進計画」との関連も含めて社会経済情勢等に分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

施策の方向の関連性を踏まえ体系化した上で、それぞれの課題と対応方針について、より具体的に示す必要があると考える。

特に、一般廃棄物排出量が高止まりとなっている現状については、原因等を十分に分析し、戦略的な対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策12 豊かな自然環境, 生活環境の保全(県の評価原案: やや遅れている)

施策29 豊かな自然環境, 生活環境の保全(県の評価原案: やや遅れている)

第3分科会

## □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

各施策に付した意見を踏まえ、政策の評価の理由を示す必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

施策に付した意見を踏まえ、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策12 豊かな自然環境, 生活環境の保全(県の評価原案: やや遅れている)

施策29 豊かな自然環境, 生活環境の保全(県の評価原案: やや遅れている)

第3分科会

## □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標の達成状況に加え、施策の方向に沿って主な事業の実績、成果等をより具体的に記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

<p>【県が示す原案に対して意見が <u>ない</u> <input checked="" type="checkbox"/> <u>ある</u> <input type="checkbox"/></p> <p>施策の方向に沿って現状分析を行い、より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。</p>
---

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策13 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(県の評価原案:概ね順調)

施策30 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

## □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

各施策に付した意見を踏まえ、政策の評価の理由を示す必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

施策に付した意見を踏まえ、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策13 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(県の評価原案:概ね順調)

施策30 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

## □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標の実績値のみでは施策の成果を十分に把握することができないので、目標指標を補完するようなデータや取組を用いて、施策の方向に沿って成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

担い手の高齢化や後継者不足等事業の実施等を通して把握した課題を分析した上で、その対応方針を具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。



# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策14 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策31 宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実(県の評価原案:やや遅れている)

施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(県の評価原案:概ね順調)

施策33 地域ぐるみの防災体制の充実(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

## □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

政策を構成する施策の評価に加え、施策間を横断する取組の状況についても評価の理由を示す必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

政策を構成する施策間に共通する課題についても、政策全体として整理し、横断的な対応方針を示す必要があると考える。

特に、入札不調など政策全体に共通する課題や蔵王山の火山活動、「平成27年9月関東・東北豪雨」などの近年の自然災害への対応を分析した上で、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策14 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策31 宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実(県の評価原案:やや遅れている)

施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(県の評価原案:概ね順調)

施策33 地域ぐるみの防災体制の充実(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

目標指標1は目標値を達成していないものの、施策を構成する事業で一定の成果が出ている中で「やや遅れている」との評価を行うことについては、現在の記載だけでは判断が困難である。施策の方向に沿ってソフト事業・震災復興事業も含めた各事業の関連性を整理した上で、施策全体の成果を分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

<b>【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】</b>
施策の方向に沿って課題と対応方針をより具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

- 政策14 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)
- 施策31 宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実(県の評価原案:やや遅れている)
- 施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(県の評価原案:概ね順調)
- 施策33 地域ぐるみの防災体制の充実(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

## □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策の方向に沿って各事業の関連性を整理した上で、施策全体の成果を分かりやすく示す必要があると考える。

また、「平成27年9月関東・東北豪雨」への対応状況についても、社会経済情勢等に分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

「平成27年9月関東・東北豪雨」への対応を分析し、把握した課題とその対応方針について、より具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

- 政策14 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)
- 施策31 宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実(県の評価原案:やや遅れている)
- 施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(県の評価原案:概ね順調)
- 施策33 地域ぐるみの防災体制の充実(県の評価原案:概ね順調)**

第3分科会

## □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

被災した沿岸部の地域コミュニティの現状分析等を行うとともに、これまで取り組んできた主な事業の進捗状況や成果を、施策の方向に沿って分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が ない ある】

施策の方向に沿って現状分析を行い、課題と対応方針をより具体的に示す必要があると考える。特に、地域コミュニティの現状分析により把握した課題について地域の実情を踏まえ、県の役割、市町村の役割を整理した上で、具体的な対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策1 被災者の生活再建と生活環境の確保(県の評価原案: やや遅れている)

施策1 被災者の生活環境の確保(県の評価原案: やや遅れている)

施策3 持続可能な社会と環境保全の実現(県の評価原案: 概ね順調)

第3分科会

## □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

政策の評価については、その目指すべき方向に対する政策全体の現状を踏まえた上で評価を行うとともに、政策を構成する施策の評価に加え、施策間を横断する取組の状況についても評価理由を示す必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

政策を構成する施策毎のみの記載となっており、政策全体を「被災者の生活環境の確保」、「持続可能な社会の実現」、「自然環境の保全の実現」の3つの区分に分けるなどして、政策全体としての課題と個々の施策特有の課題を分析した上で、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策1 被災者の生活再建と生活環境の確保(県の評価原案: やや遅れている)

施策1 被災者の生活環境の確保(県の評価原案: やや遅れている)

施策3 持続可能な社会と環境保全の実現(県の評価原案: 概ね順調)

第3分科会

## □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策の方向に沿って主要な事業の実績、成果等をより具体的に記載する必要があると考える。  
また、目標指標2の実績値のみでは、地域コミュニティ再生の進捗状況を的確に把握することはできないので、目標指標を補完するようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

<p>【県が示す原案に対して意見が <u>ない</u> <u>ある</u>】</p> <p>施策の方向に沿って現状分析を行い、より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。 特に、コミュニティの再生の推進については、成果を適切に把握して評価した上で、具体的な課題の把握に努める必要があると考える。</p>
---

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策1 被災者の生活再建と生活環境の確保(県の評価原案: やや遅れている)

施策1 被災者の生活環境の確保(県の評価原案: やや遅れている)

施策3 持続可能な社会と環境保全の実現(県の評価原案: 概ね順調)

第3分科会

## □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策の成果として、設定されている目標指標の達成状況に加え、太陽光発電以外の再生可能エネルギーの導入の状況についても、目標指標を補完するようなデータや取組を示すなど分かりやすく記載する必要があると考える。

また、スマートシティの形成への支援による被災地の生活再建について、その事業成果を地域別に把握するとともに優れた取組を分析した上で具体的に示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

事業の実績や進捗状況に関する具体的な数値を用いるなどし、現状分析に基づく課題や改善が必要な事項に関する今後の対応方針についてより具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。



# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策5	公共土木施設の早期復旧(県の評価原案:概ね順調)
施策1	道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案:概ね順調)
施策2	海岸, 河川などの県土保全(県の評価原案:やや遅れている)
施策3	上下水道などのライフラインの整備(県の評価原案:順調)
施策4	沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

### □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標の達成状況だけでなく、目標指標と施策の成果との関係を把握し政策の成果をより分かりやすく示す必要があると考える。また、政策を構成する施策の評価に加え、政策全体の現状を分析した上で評価の理由を示す必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

<p>【県が示す原案に対して意見が <u>ない</u> <u>ある</u>】</p> <p>政策を構成する施策毎のみの記載となっており、政策全体の現状を踏まえた上で、例えば災害復旧, 一般土木, 災害まちづくりという3つの区分に分けるなどして、政策全体としての課題と個々の施策特有の課題を分析した上で、課題と対応方針を示す必要があると考える。</p>
---

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策5 公共土木施設の早期復旧(県の評価原案:概ね順調)

施策1 道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案:概ね順調)

施策2 海岸, 河川などの県土保全(県の評価原案:やや遅れている)

施策3 上下水道などのライフラインの整備(県の評価原案:順調)

施策4 沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

## □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標の実績値のみでは、施策の成果を十分に把握することができないので、目標指標を補完するようなデータや取組を用いて、施策の方向に沿って成果の把握に努めるなど、施策の成果をより具体的に示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

仙台空港の利用促進については、民営化に伴い今後重点的に取り組むべき方向性等について、より具体的に課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

- 政策5 公共土木施設の早期復旧(県の評価原案:概ね順調)
- 施策1 道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案:概ね順調)
- 施策2 海岸, 河川などの県土保全(県の評価原案:やや遅れている)
- 施策3 上下水道などのライフラインの整備(県の評価原案:順調)
- 施策4 沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標の実績値のみでは、施策の成果を十分に把握することができないので、整備に長期間を要する施設については、整備の進捗状況などの目標指標を補充するようなデータを用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

復旧・復興の進捗が実感されないという課題については、現在の施策の延長で抜本的な改善は難しい問題ではあるが、先進的なPRの事例の情報収集などを行い、新たな方策についてもさらに検討が必要であると考えます。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

- 政策5 公共土木施設の早期復旧(県の評価原案:概ね順調)
- 施策1 道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案:概ね順調)
- 施策2 海岸, 河川などの県土保全(県の評価原案:やや遅れている)
- 施策3 上下水道などのライフラインの整備(県の評価原案:順調)
- 施策4 沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策の成果を把握できるように、事業全体の体系、事業主体、施策の進捗状況、今まで取り組んだ事業(完了した事業)の成果等を社会経済情勢等に分かりやすく記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が <span style="background-color: #cccccc;">ない</span> ・ ある】
-

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

- 政策5 公共土木施設の早期復旧(県の評価原案:概ね順調)
- 施策1 道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案:概ね順調)
- 施策2 海岸, 河川などの県土保全(県の評価原案:やや遅れている)
- 施策3 上下水道などのライフラインの整備(県の評価原案:順調)
- 施策4 沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標2について、その実績値のみでは施策の成果を十分に把握することができないので、達成状況だけでなく、事業の実績及び成果等を具体的に記載し、評価の理由をより分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が <u>ない</u> ・ <u>ある</u> 】
-

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策7	防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)
施策1	防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)
施策2	大津波等への備え(県の評価原案:やや遅れている)
施策3	自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)
施策4	安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

## □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】  
 評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】  
 政策全体に共通する課題と個々の施策に特有の課題を分析した上で、課題と対応方針をより具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

- 施策1 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)
- 施策2 大津波等への備え(県の評価原案:やや遅れている)
- 施策3 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)
- 施策4 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標の実績値のみでは、施策の成果を十分に把握することができないので、主な事業の進捗状況や成果など目標指標を補完するようなデータや取組を用いて、施策の方向に沿って施策の成果を分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

<b>【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】</b>
施策の方向に沿って現状分析を行い、課題と対応方針をより具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。



# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策2 大津波等への備え(県の評価原案:やや遅れている)

施策3 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標の実績値のみでは、施策の成果を十分に把握することができないので、津波避難計画策定の進捗状況など目標指標を補完するようなデータや取組を用いて、施策の方向に沿って施策の成果を分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

<p>【県が示す原案に対して意見が <u>ない</u> <u>ある</u>】</p> <p>施策の方向に沿って現状分析を行い、課題と対応方針をより具体的に示す必要があると考える。</p>
---

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策2 大津波等への備え(県の評価原案:やや遅れている)

施策3 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

## □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

被災した沿岸部の地域コミュニティの現状分析や各種調査の結果、これまで取り組んできた主な事業の進捗状況や成果を、施策の方向に沿って分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

施策の方向に沿って現状分析を行い、課題と対応方針をより具体的に示す必要があると考える。  
特に、地域コミュニティの分析により把握した課題については、地域の実情を踏まえ、県の役割、市町村の役割を整理した上で、具体的な対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策2 大津波等への備え(県の評価原案:やや遅れている)

施策3 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標の実績値のみでは施策の成果を十分に把握することができないので、警察施設・交通安全施設等の機能回復・機能強化等のために取り組んできた主な事業の進捗状況や成果など目標指標を補完するデータや取組を用いて、施策の成果を施策の方向に沿って分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

施策の方向に沿って現状分析を行い、課題と対応方針をより具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。